

秋田県告示第555号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

令和6年12月20日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1(1) 処分をした年月日
令和6年11月20日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社タクシード
秋田市山王五丁目1番15号朝日プラザ樺通504号
代表取締役 堀江 隆吉
秋田県知事許可（般-3）第81301号
- (3) 処分の内容
土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
令和6年11月14日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日
令和6年11月20日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社志渡鉄工所
秋田市川尻町字大川反170番地52
代表取締役 篠村 陽介
秋田県知事許可（般-4）第998号
- (3) 処分の内容
管工事業、鋼構造物工事業及び機械器具設置工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
令和6年11月18日付けで管工事業、鋼構造物工事業及び機械器具設置工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。